

高速道路における車幅の許可限度値の統一化①



令和2年12月1日より

NEXCO3社(東・中・西)及び本四高速が管理する高速道路において、会社間で運用が異なる『車幅』の許可基準が見直され、**4車線以上(片側2車線以上)の道路における『車幅』の許可限度値が統一**されました。

○特殊車両の許可限度値(車幅)の統一内容

高速道路会社		全国路線網を形成する道路		車幅3.3mまで 通行可能延長
		4車線以上 (片側2車線以上)	暫定2車線 (片側1車線)	(合計)
東日本高速道路	関東	3.0m ⇒ <u>3.3m</u>	3.0m	(計) 2,210km ⇒ <u>7,700km</u>
	関東以外	3.3m	3.0m～3.3m	(計) 2,080km ⇒ <u>3,160km</u>
中日本高速道路		3.0m ⇒ <u>3.3m</u>	3.0m～3.25m	(計) 0km ⇒ <u>1,850km</u>
西日本高速道路		3.0m ⇒ <u>3.3m</u>	3.0m～3.25m	(計) 130km ⇒ <u>2,580km</u>
本州四国連絡高速道路		3.0m ⇒ <u>3.3m</u>	3.0m	(計) 0km ⇒ <u>110km</u>

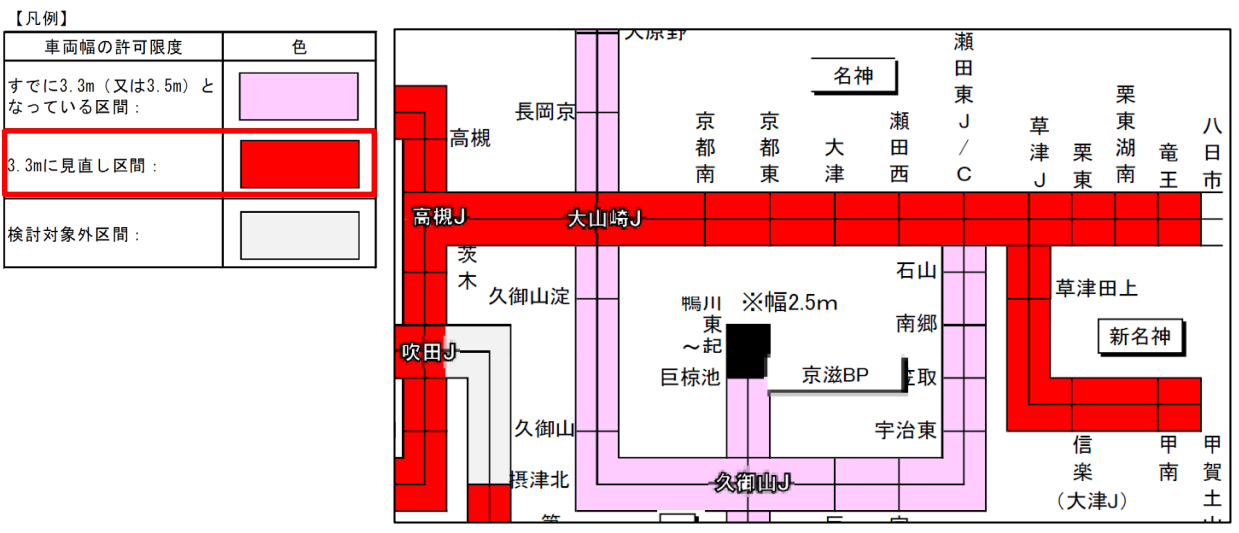
※1:京葉道路、第三京浜等、現行で3.5mの運用を行っているものは、引き続き3.5m(徐行条件有)とする。
※2:中央道、東名阪道、第二京阪、第二神明の端部(都市高速接続)、近畿道、神戸淡路鳴門道、長崎バイパスなど一部区間については、道路規格上3.3mが確保できないため、2.5mまたは3.0mの運用とする。

◆暫定2車線(片側1車線)は、中央帯の構造による車線幅員から通行できる車両幅が限定されており、路線ごと個別審査で許可限度値を設定。
◆首都高速、阪神高速は、道路幅員や料金所レーン幅等の制約から、統一的な許可限度値の設定ができず、路線ごと個別審査で許可限度値を設定。



○見直しによる車幅3.3m通行可能区間

■車幅3.3m通行可能区間の路線図例(抜粋)



★NEXCO 3社及び本四高速が管理する高速道路の車幅3.3m通行可能区間の路線図
全日本トラック協会のホームページから確認できます。(会員専用パスワードが必要)
http://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/tokusha202010.php

★本件の問い合わせ窓口
NEXCO 3社及び本四高速の特車申請問い合わせ窓口
https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000063.html

○安全に配慮した通行のお願い(NEXCO3社および本四高速より)

- 本線において、左端から数えて1番目の車両通行帯を走行してください。 ※登坂車線等も対象に含む。
- 料金所は幅広レーンを走行してください。
なお、点検・補修等により、閉鎖している時間帯があります。各社のWebサイトで事前にご確認ください。
- 一部路線にあつては、交通量等を考慮し、また関係機関との調整により走行時間に制約を設ける場合があります。
- 都市圏の高速道路は、通勤時間帯に交通集中が予想されるため、走行はお控えください。
- 特定更新事業(リニューアル工事)工事等による対面通行区間では走行に制約があります。
各社のWebサイト・リーフレット等で事前にご確認ください。
- その他、特殊車両通行許可証の記載内容を遵守願います。